

ジカウイルス感染症（ジカ熱）対策 の現状について

平成28年2月2日

厚生労働省

ジカウイルス感染症(ジカ熱)について

1 病原体

フラビウイルス科フラビウイルス属のジカウイルスによる蚊媒介感染症。

2 発生状況

日本では、海外で感染し帰国後発症する症例が2013年以降で3例。国内感染の報告はない。
海外では、アフリカ、アジア太平洋地域、中央・南アメリカで報告があり、2013年に仏領ポリネシアで 1万人を超える流行があったほか、2015年5月以降、ブラジルなど中南米でも多数の患者が報告。

3 感染経路

ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに吸血されることでヒトへと感染。
ヒト-ヒト間の感染は、胎児への垂直感染が確認されているが、一般的には稀。(極めて稀なケースとして、献血や性交渉による感染の可能性が指摘されている。)
理論的には母乳を介した感染や臓器移植による感染の可能性はあるが、実際の感染事例はない。

4 症状

デング熱やチクングニア熱ほど強い症状は示さないが、似た症状を示し、発熱($<38.5^{\circ}\text{C}$)、頭痛、関節痛、発疹、結膜炎などが2~7日続く。死亡するケースはまれ。
潜伏期間は2~7日と言われており、デング熱等と同様、不顕性感染も報告されている。
ギランバレー症候群との関連や、妊娠中に感染した場合に、胎児に影響(小頭症との関連)する可能性が指摘されている。

5 治療

特異的な治療法はなく対症療法が主体。

6 予防法

蚊との接触をさけること。ワクチンはない。



発疹

結膜炎

アメリカ大陸における国内感染事例のあった 国または地域(2015年-2016年)



(2016年1月30日時点)

<ブラジル>

- ・2015年11月28日、保健省が小頭症の新生児からジカウイルスRNAを検出したとして、ジカ熱と小頭症との関連の可能性について発表。

<米国>

- ・1月15日、CDCの検査で、ブラジルで小頭症で死亡した胎児の脳組織その他からジカウイルスが検出されたため、詳細な調査結果が出るまで、CDCが流行地域への妊婦の渡航を控えるよう警告を発出。
- ・1月26日、法定の届出感染症に指定。

<ECDC(欧州疾病対策センター)>

- ・1月21日、妊婦・妊娠予定の女性に対して、流行地域への渡航を控えることを推奨。

<WHO>

- ・1月17日、妊婦に対して十分な防蚊対策を推奨。(渡航に関して言及なし。)
また、ギラン・バレー症候群を含む神経症状に対して注意喚起を実施。
- ・1月24日、カナダとチリを除いた南北アメリカ大陸全域に拡大する可能性を指摘。
- ・2月1日、緊急委員会を開催し、小頭症及び神経障害の多発について「PHEIC(国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態)」に該当すると宣言。

概要

- 「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」とは、国際保健規則(IHR)に基づく、次のような事態。
 - (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
 - (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な障害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置(例: 出入国制限、健康監視、検疫、隔離等)を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

2005年IHR * 改定以降のPHEIC

- 2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1)
(新型インフルエンザ)
- 2014年5月 野生型ポリオウイルスの
国際的な拡大
- 2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカ
での感染拡大

PHEICの構成要素

原因を問わず、国際的な公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象:

- 1) 重大な健康被害を起こす危険性のある事象
- 2) 予測不可能、または、非典型的な事象
- 3) 国際的に拡大する危険性のある事象
- 4) 国際間交通や流通を制限する危険性のある事象

上記4つのうち、いずれか2つに事象が該当するかという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第6条に基づき、WHOに通告しなければならない。

* IHR: International Health Regulation (国際保健規則)

これまでの対応

- 2015年12月17日、厚生労働省感染症部会でジカ熱対応について議論。小頭症との関連など、引き続き情報収集に努め、必要な対応をとることに合意。
- 1月15日以降、外務省が、感染症広域情報を発出し、外務省海外安全HPや在外公館からのメールを通じて渡航者及び滞在者に対する注意喚起を実施中(1月26日更新)。
- 1月21日、国立感染症研究所のリスクアセスメントを踏まえ、
 - ①検疫所で、ポスター、リーフレット等による渡航者への注意喚起
 - ②自治体や医療機関に対し、ジカ熱感染が疑われる患者発生時の情報提供を依頼
 - ③厚労省HPにジカ熱のQ&A掲載

【検疫ポスター】

中南米地域で「ジカ熱」が流行しています
— 特に妊婦の方はご注意ください —

【症状】
 主として軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、関節炎、発疹、眼痛、腰痛、疲労感、発熱感などを生じます。これらの症状は軽く、2〜7日続きます。

【治療等】
 対応療法となります。患者は比較的症状が軽く、特別な治療を必要としません。

【予防対策】
 海外の流行地域に渡航される際は、蚊に刺されないようご注意ください。長袖、長ズボンの着用が推奨されます。また蚊の忌避剤なども現地では利用されています。

【流行地域】
 アフリカ、中央・南アメリカ、アジア太平洋地域で発生がありますが、近年は中南米で流行が拡大しています。

【妊婦の方へ】
 近年、ブラジルにおいて小頭症の新生児が増え、ジカウイルスとの関連が示唆されています。このため、妊婦の方の流行地域への渡航を控えた方が良いでしょう。また、蚊に刺されず渡航する場合は、厳密な防蚊対策を講ずることが必要です。

【入国時】
 入国時に、心配なことや発熱等の症状のある方は、検疫官にご相談ください。

【入国後】
 入国後に、心配なことや発熱等の症状がた方は、最寄りの保健所等にご相談ください。

検疫所ホームページ: <http://www.forth.jp>

厚生労働省 検疫所

中南米地域で「ジカ熱」が流行しています
— 特に妊婦の方はご注意ください —

【症状】
 主として軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、関節炎、発疹、眼痛、腰痛、疲労感などを生じます。これらの症状は軽く、2〜7日続きます。

【治療等】
 対応療法となります。患者は比較的症状が軽く、特別な治療を必要としません。

【予防対策】
 海外の流行地域に渡航される際は、蚊に刺されないようご注意ください。長袖、長ズボンの着用が推奨されます。また蚊の忌避剤なども現地では利用されています。

【流行地域】
 アフリカ、中央・南アメリカ、アジア太平洋地域で発生がありますが、近年は中南米で流行が拡大しています。

※平成28年1月22日時点の流行地域(米国CDC)
 ブラジル、ボリビア、パラグアイ、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ボリビア、フランス領(ケアルドール、サンマルタン、グアドループ、マルティニーク)

【妊婦の方へ】
 近年、ブラジルにおいて小頭症の新生児が増え、ジカウイルスとの関連が示唆されています。このため、妊婦の方の流行地域への渡航を控えた方が良いでしょう。また、蚊に刺されず渡航する場合は、厳密な防蚊対策を講ずることが必要です。

【流行地域に渡航される方へ】
 【渡航中】
 流行地域では、長袖、長ズボンや着用、蚊の忌避剤を使用し、蚊に刺されないようご注意ください。

【帰国時、帰国後】
 すべての蚊がジカウイルスを保有している訳ではないので、蚊に刺されたことだけで過分に心配する必要はありませんが、心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、検疫所にご相談ください。また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。

検疫所ホームページ: <http://www.forth.jp>

厚生労働省 検疫所

ジカ熱に関する我が国における研究

- 日本医療研究開発機構研究費 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業(平成27年度)
 - ✓ 国内のヒトスジシマカの生態・分布、およびジカウイルス感染能に関する研究
 - ✓ ジカウイルスに関する検査法の開発
- 厚生労働科学研究費 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業(平成27年度)
 - ✓ 地方衛生研究所におけるジカウイルスに関するPCR検査体制の確保に関する研究

主な研究者:

高崎 智彦 (国立感染症研究所ウイルス第一部第2室室長)

沢辺 京子 (国立感染症研究所昆虫医科学部部長)